

相続放棄の申述に必要な書類

1 申述人（相続放棄をする人）が被相続人（亡くなった方）の配偶者の場合

- ① 被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票
- ② 被相続人の死亡の記載のある戸籍・除籍謄本（戸籍全部事項証明書）、改製原戸籍謄本
- ③ 申述人の現在の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）（3か月以内のもの）

2 申述人（相続放棄をする人）が被相続人（亡くなった方）の第一順位相続人（子及びその代襲者）の場合

- ① 被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票
- ② 被相続人の死亡の記載のある戸籍・除籍謄本（戸籍全部事項証明書）、改製原戸籍謄本
- ③ 申述人の現在の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）（3か月以内のもの）
- ④ 申述人が代襲相続人の場合は、本来の相続人の死亡の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

3 申述人（相続放棄をする人）が被相続人（亡くなった方）の第二順位相続人（直系尊属（実父母、養父母、祖父母、曾祖父母等））の場合

※ 先の順位の相続人がいる場合は、その人の相続放棄の申述が受理されている必要があります。

- ① 被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票
- ② 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍・除籍謄本（戸籍全部事項証明書）、改製原戸籍謄本
- ③ 申述人の現在の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）（3か月以内のもの）
- ④ 第一順位相続人が死亡している場合は、同人の出生時から死亡時までのすべての戸籍・除籍謄本（戸籍全部事項証明書）、改製原戸籍謄本

4 申述人（相続放棄をする人）が被相続人（亡くなった方）の第三順位相続人（兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい）の場合

※ 先の順位の相続人がいる場合は、その人の相続放棄の申述が受理されている必要があります。

- ① 被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票
- ② 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍・除籍謄本（戸籍全部事項証明書）、改製原戸籍謄本
- ③ 第一順位相続人が死亡している場合は、同人の出生時から死亡時までのすべての戸籍・除籍謄本（戸籍全部事項証明書）、改製原戸籍謄本
- ④ 被相続人の直系尊属（実父母、養父母、祖父母、曾祖父母等で死亡している方がいる場合は、その方の死亡の記載のある戸籍・除籍謄本（戸籍全部事項証明書）、改製原戸籍謄本
- ⑤ 申述人の現在の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）（3か月以内のもの）
- ⑥ 申述人が代襲相続人の場合は、本来の相続人の死亡の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

※法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、原則として、同一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。

《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》

注 意 事 項 等

1 用語の説明、戸籍謄本等の取得（入手）方法等

- ① 代襲相続とは、被相続人が死亡した時に本来相続人となる被相続人の子又は兄弟姉妹が既に死亡していた場合等に、その者の子などが代わって相続する制度です（民法 887条、889条）。
 - ② 戸籍謄本とは
戸籍に記載されている全員の身分事項を証明するものです。戸籍抄本とは、戸籍に記載されている方のうち一部の方の身分事項を証明するものです。原則として戸籍謄本を提出していただく必要があります。
 - ③ 除籍謄本とは
結婚、離婚、死亡、転籍等によって、その戸籍に在籍している方が誰もなくなった戸籍のことです。
 - ④ 改製原戸籍（「かいせいほらこせき」、「かいせいげんこせき」）謄本とは
戸籍の改製（法改正や戸籍のコンピュータ化等により戸籍の編成単位や様式が変更されること）が行われた際の、改製される前の古い戸籍のことです。
 - ⑤ 戸籍全部事項証明書とは
戸籍をコンピュータ化した市区町村役場が発行する証明書で、戸籍謄本と同じものです。
 - ⑥ 戸籍の附票
戸籍に記載されている方の住民登録の異動について記載したものです。
 - ⑦ 住民票の除票
死亡などにより住民登録が削除された住民票のことです。
- ※ ②～⑥は本籍地の市区町村役場で、⑦は住民登録地の市区町村役場で取得（入手）してください。具体的な取得（入手）方法等は市区町村役場にお問い合わせください（家庭裁判所では取得（入手）方法等に関するお問い合わせには対応できません。）。

2 提出に当たっての注意事項

- ① 戸籍謄本等で重複（共通）するものは、1通で差し支えありません。例えば、複数の相続人が申述する場合は、被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票、死亡の記載のある戸籍・除籍謄本（戸籍全部事項証明書）はそれぞれ1通で差し支えありません。また、申述人の現在の戸籍と被相続人の死亡の記載のある戸籍が同一の場合も、同戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）は1通で差し支えありません。
- ② 同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件が申し立てられている場

合や、既に他の相続人から相続放棄の申述がされている場合は、原則として、同事件で提出済みの戸籍謄本等を改めて提出していただく必要はありません。

- ③ 申述書の提出までに入手できない戸籍謄本等がある場合は、申述書の提出後に追加提出することでも差し支えありません。その場合、追加予定の戸籍謄本等の内容及び提出予定時期を記載したメモ等を提出してください。
- ④ 申述人が未成年者の場合は、法定代理人である親権者の戸籍謄本等（特別代理人が選任されている場合は、同審判書謄本）が、申述人が成年被後見人等の場合は、成年後見登記事項証明書が必要です。
- ⑤ 「相続の開始を知った日」が被相続人の死亡日（又は先の順位の相続人の相続放棄の申述が受理された日）から3か月を超えた日となる場合で、「相続の開始を知った日」を裏付ける資料（税金等の滞納通知等）がある場合は、同資料の写しを提出してください。

3 申述をする家庭裁判所（申述書の提出先の家庭裁判所）

被相続人の最後の住所地（住民票の住所地）の家庭裁判所

（名古屋家庭裁判所管内）

	所在地	管轄区域
本庁	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-1 電話(052)223-2830	名古屋市, 豊明市, 日進市, 清須市, 北名古屋市, 西春日井郡, 愛知郡, 春日井市, 小牧市, 瀬戸市, 尾張旭市, 長久手市, 津島市, 愛西市, 弥富市, あま市, 海部郡
一宮支部	〒491-0842 一宮市公園通4-17 電話(0586)73-3162	一宮市, 稲沢市, 犬山市, 江南市, 岩倉市, 丹羽郡
半田支部	〒475-0902 半田市宮路町200-2 電話(0569)21-0354	半田市, 常滑市, 東海市, 大府市, 知多市, 知多郡
岡崎支部	〒444-8550 岡崎市明大寺町字奈良井3 電話(0564)51-8950	岡崎市, 額田郡, 安城市, 碧南市, 刈谷市, 西尾市, 知立市, 高浜市, 豊田市, みよし市
豊橋支部	〒440-0884 豊橋市大国町110 電話(0532)52-3237	豊橋市, 豊川市, 蒲郡市, 田原市, 新城市, 北設楽郡